

## セカンドオピニオン外来のご案内

### セカンドオピニオンとは

セカンドオピニオンとは、ご自分の病気やけがなどで受けている治療について、納得・安心したうえで、より良い治療法を選択できるようにするためや、病気や治療法についての理解を深めるために、主治医以外の専門医に意見を求めることをいいます。

当院では、セカンドオピニオンを受け付けております。

### 他病院でのセカンドオピニオンを希望される患者様へ

#### 他院でのセカンドオピニオンを希望する場合

セカンドオピニオンを希望する場合は担当医とご相談ください。セカンドオピニオンを希望されたことにより患者様が不利益を被ることは一切ございません。担当医が当院での診断や治療方針等を記載した診療情報提供書を作成しますので、その診療情報提供書を持参して他の専門病院を受診して下さい。他病院の専門医と相談して説明を受け、当院担当医の意見を総合的に判断して今後の方針を自ら決定することが出来ます。

#### 他の病院のセカンドオピニオン外来を受診する際の注意事項

「セカンドオピニオン外来」は「診療」ではなく「相談」になります。したがって健康保険給付の対象ではなく自費診療ですので、その医療機関が予め設定した費用を全額自己負担する必要があります。また、セカンドオピニオン外来は一般的に予約制ですので予約が必要です。

#### セカンドオピニオンを得た結果

他の専門医と相談した結果、当院で検査、治療を継続することはもちろん可能です。当院では患者様に、診断・治療法等について担当医から説明を受け、納得した上で医療を受けて頂きたいと考えています。セカンドオピニオンによる相談を受けることをお勧めします。

### 当院でのセカンドオピニオンを希望する方へ

#### 当院のセカンドオピニオン外来について

永寿総合病院以外の医療機関で十分な病状説明を受けている方に対し、現在の主治医からの医療情報をもとに、診断内容や治療法などについて助言をおこなう外来です。セカンドオピニオン外来にて相談の後、今後の治療方針や治療内容等を現在の主治医と決定をする際の参考となるよう“第二の意見”を提供することを目的としております。なお、セカンドオピニオン外来では新たな検査や治療は行いませんので、主治医からの診療情報提供書（紹介状）が必要となります。その際、必ず診療情報提供書に現在状況、経過、今後の医療方針の記載をお願いしています。

#### 相談対象外となる場合

以下に該当する相談はお受けできません。

- ・現在の主治医の同意が得られていない場合。
- ・紹介状や資料等をご用意いただけない場合
- ・現在の主治医に対する苦情不満、医療事故（訴訟）に関する相談。
- ・相談内容に対応できる専門医が不在の場合。
- ・担当医が依頼内容を確認しセカンドオピニオンにふさわしくないと判断した場合。
- ・初めから当院への転院、転医を希望する場合。
- ・死亡した者を対象とする場合。
- ・医療費、医療給付に関する相談。
- ・外国語による紹介状や外国語による説明を要する場合は、お受けできないことがあります。

## 相談者となる方

受診は原則として以下に該当する方々になります。

- ・相談者本人
- ・相談者本人の同意を得た家族（やむを得ぬ事情により相談者本人が来院できない場合に限る）  
※病状等により同意書の記入ができない場合は、そのことを確認できる書類をご用意ください。
- ・未成年相談者の親権者

## 相談方法

**セカンドオピニオン外来は、完全予約制**となっております。医事課外来係にお問い合わせください。

相談日は、原則として【月曜日～金曜日 / 13:00～16:00】の中で日時設定を行います。

## 費用について

セカンドオピニオン外来は、全額自費扱いで健康保険は適用されません。

30分まで 21,600円（消費税込み）

30分を超えて60分まで 32,400円（消費税込み）

※30分を原則とします。相談内容により最長60分までとします。

※相談時間は目安であり、30分未満で終了することもあります。

## セカンドオピニオン対象診療科

### 診療科名

内科（神経内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、腎臓内科）

外科

整形外科

脳神経外科

皮膚科

泌尿器科

産婦人科

眼科

耳鼻咽喉科

緩和ケア科

小児科

## その他

- ・申し込みを取り消す場合は早めにご連絡ください。
- ・日時決定後の予約の取り消し、変更はできませんのでご了承ください。
- ・相談中の録音・録画はご遠慮願います。

## 申し込みから相談終了までの流れ

### 1. 現在の主治医にセカンドオピニオンを希望する旨を伝える

現在の主治医にセカンドオピニオンを希望する旨を伝え、診療情報提供書および検査資料などをご依頼下さい。

### 2. 当院ホームページから申込書を印刷しご記入下さい

「セカンドオピニオン外来のご案内」の内容をご了承の上で必要事項を記載してご署名、捺印ください。ご家族だけの相談の場合は同意書も印刷し、各項目をご記入下さい。

\*印刷できない方は下記連絡先にお電話いただきご請求下さい。

\*現在の主治医について診療科と医師名が分からない場合は、現在の主治医に相談されることをお勧めします。

### ダウンロード

セカンドオピニオン外来申込書

セカンドオピニオン外来同意書

### 3. 申込書をお送りください

全ての項目事項ご記入後、セカンドオピニオン外来申込書と診療情報提供書を下記住所へ郵送にてお送りください。

### 4. 医事課外来係にご連絡下さい

\*内容、必要事項確認させていただきます。(氏名、生年月日、連絡先)

\*診療、転院希望の場合は主治医からご連絡下さい(患者様からのご予約はおこなっていません)

### 5. 日時の調整

診療科の部長医師が相談可否を判断し、相談担当医が決定します。(相談不可の場合にはご連絡します) 相談担当医が相談日時の調整をします。

相談日時決まりましたら、相談者にご連絡します。

**\*お申込みから日時の連絡まで1週間以上かかりますのでご了承ください。**

### 6. 必要書類の送付

必要書類が揃いましたら、下記まで郵便(できる限り追跡可能な郵便)、又は宅配便でお送りください

- ・MRI、CT等の画像(できる限り、CD-R等のデータでお願い致します)
- ・検査結果などの資料
- ・患者本人同意書(家族のみで相談の場合)\*未成年患者の相談は除く
- ・同意書が記入できない場合は、そのことを確認できる書類

\*相談終了後ご返却させていただきます

## 7. 相談当日

相談当日は、予約時間の20分前までに「総合案内」へお越しください。

相談開始前に本人確認書類（運転免許書・健康保険証・パスポート等）をご提示ください。

\* 未成年患者の場合、患者本人および親権者の健康保険証をご提示ください。

## 8. 診察終了後

終了後は会計窓口にてご精算下さい。

その後、担当医が作成した報告書は自宅へ郵送します。なお、報告書は主治医にも郵送します。

問い合わせ窓口

〒110-8645 東京都台東区東上野 2-23-16

永寿総合病院 医事課外来係

TEL : 03-3833-8381 (代表)

FAX : 03-3834-2351

受付時間 : 土、日、祝日を除く

毎週月曜から金曜 9:00~11:30 / 13:00~16:00

バスでお越しの方

### 電車、バスでお越しの方

